解散公告

当社は、平成二十五年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十四日

広島県福山市南本庄二丁目五番二八号

有限会社ネオ

清算人　内田　修二

解散公告

当社は、平成二十六年六月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十四日

広島県福山市神辺町字道上五九六番地の八

有限会社エイト技建

代表清算人　渡邉　則明

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十四日

山口県宇部市大字東須恵七九二番地六コナイン一〇二号

西野工業株式会社

代表清算人　西野　健二

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十四日

愛媛県上浮穴郡久万高原町下野尻甲三四番地

株式会社久万ブロック

清算人　山本　哲也

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十四日

沖縄県那覇市字上間二九〇番地四

株式会社マルエー

代表清算人　川中　秀昭

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十四日

沖縄県沖縄市字宮里三九〇の一番地

有限会社マサヒロ保険事務所

清算人　安次富昌広

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十四日

福島県南会津郡南会津町田島字大坪一六番地一

医療法人南山会

清算人　寺島　潤子

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年六月二十七日埼玉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十四日

東京都千代田区外神田五丁目二番二号株式会社都市空間研究所内

北戸田駅東一街区市街地再開発組合

清算人　傳田　俊雄

清算人　熊木　利光

清算人　株式会社市ヶ谷組

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十四日

愛知県岡崎市桑原町字稲場五〇番地

宗教法人正観寺

清算人　織田　行雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年三月二十七日奈良県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十四日

奈良県五條市五條一丁目二番八号

学校法人平岡学園

代表清算人　平岡　義朗

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十六年六月二十三日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十四日

東京都渋谷区東二丁目一〇番八号

東日本セメント商工厚生年金基金

代表清算人　澤田　廣

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年五月二十八日開催の臨時大会の決議により平成二十六年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十四日

愛知県碧南市浜町一番地

ジェイ・エイ・エム日本金属工業労働組合

清算人　堀　康宏

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年五月二十六日付堺市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十四日

大阪府堺市中区陶器北五二四番地一

堺市陶器北土地区画整理組合

清算人代表　古川　定